

## 8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数	
	kl	百万円	kl	kl	場	場	
平成9年度	464,529	93,656	449,607	588,474	392	13,832	
10	447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962	
11	407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949	
12	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796	
13	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751	
清 成 酒	46,482	5,718	34,531	64,518	312	-	
合 成 清 酒	×	×	×	3,155	-	-	
し ょ う ち ゅ う	甲 類	×	×	9,260	1	-	
		乙 類	×	×	33,771	3	-
	計	4,590	1,128	4,024	43,037	4	-
み り ん	×	×	7,530	6,929	8	-	
ビ ー ル	173,319	38,477	162,334	274,176	18	-	
果実酒類	果実酒	8,983	494	5,740	9,416	13	-
	甘味果実酒	906	95	704	1,323	2	-
	計	9,887	588	6,443	10,741	15	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	5,093	-	-
	ブランデー	×	×	×	1,605	-	-
	計	3,040	1,177	×	6,697	-	-
スピリッツ類	380	82	-	972	3	-	
リキュール類	12,399	1,068	9,131	24,811	9	-	
雑 酒	発泡酒	106,758	11,212	92,554	139,652	1	-
	粉末酒	×	×	×	-	-	-
	その他の雑酒	×	×	×	492	2	-
	計	106,797	11,214	91,825	140,146	3	-
合 計	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751	

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成14年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」